

条 例 見 直 し 調 査

作成年度

平成 21 年度

条 例 名		神奈川県生活衛生適正化審議会条例	
条 例 番 号	平成 12 年神奈川県条例第 11 号	法 規 集	第 8 編第 6 章第 5 節
所 管 部 局 室 課		保健福祉部生活衛生課	
条 例 の 概 要		生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下「法」という。）第 59 条の規定に基づき、神奈川県生活衛生適正化審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	法第 58 条第 1 項の規定により都道府県に置くこととされている生活衛生適正化審議会について、法第 59 条の規定に基づき、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであり、必須の条例である。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	委員を生活衛生関係営業者の意見を代表する者及び利用者又は消費者の意見を代表する者から委嘱することとする等、有効な審議に資するよう規定が整備されている。	
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	審議会に部会を設けることができることとする等、審議事項が多岐にわたる場合にも、効率的な審議に資するよう規定が整備されている。	
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	本条例は、生活衛生関係営業の経営の健全化、振興等を通じてその衛生基準の維持向上を図り、あわせて利用者等の利益を擁護する法の趣旨を実現するためのものであり、県民生活の安全・安心を掲げた神奈川力構想の施策の方向性に適合するものである。	
	適法性 （ 憲法、法 令に抵 触しな いか。 ）	法の規定に基づき、神奈川県生活衛生適正化審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	理由	特 記 事 項	
	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>